

四電

いかた げんばつ

第23回伊方原発再稼働を止めよう！



- 日時：2013年7月13日（土曜日）15:00～16:00
- 場所：広島平和公園 元安橋東詰 出発
- 主催：伊方原発の再稼働を許さない市民ネットワーク・広島
- 連絡先：原田二三子（crew_office@hiroshima-net.org）
- 調査・文責・資料チラシ作成
変えよう！被曝なき世界へ市民アライアンス

広島から
一番近い
原発

四電・伊方原発、再稼働ほぼ決定 もし伊方原発で苛酷事故が起きたら 広島はどうなるの？ 広島は最大の被害地元です 逃げるところはありません

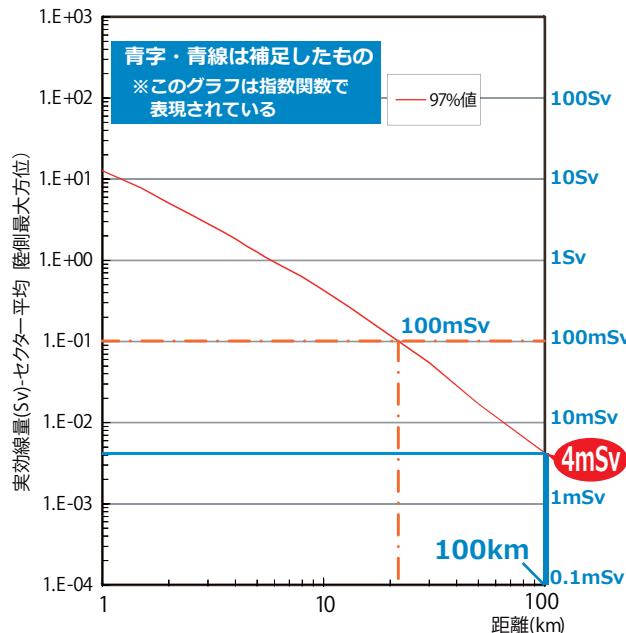
山下伊方町長、町議会で原発依存の 町づくりの見直しをと発言—伊方も 広島もない、私たちは運命共同体

四国電力伊方原発が立地する地元、愛媛県伊方町の山下和彦町長は、6月議会の冒頭で「原発に依存したこれまでの地域振興策を見直し、(原発以外の)新たな産業の創造に取り組む必要を強く感じる」と発言しました。(2013年6月20日付毎日新聞25面)



伊方原発の存在を直接否定した発言ではありませんが、①原発事故への懸念、②伊方原発の動向に大きく左右される伊方町の経済、町づくりのあり方、に強い嫌気を示した発言として注目されます。伊方町は町財政の3割までを固定資産税、法人税、原発立地交付金などを含め「原発依存」しており、その「原発依存」体質への疑問を自ら投げかけた発言とも受け止めることができます。安易な「原発依存経済」は、「いけないとわかっていてもつい手を出してしまう麻薬依存患者」にも例えることができます。現在伊方原発が止まり収入が激減している伊方町はちょうど禁断症状中だともいえます。この禁断症状を耐え、一刻も早く麻薬依存の体質から抜け出して欲しい、と広島市民の一人として強く願います。というのは、もし伊方原発で「フクシマ原発並」の苛酷事故が起これば、瀬戸内海を挟んで遮るものなく、わずか100kmしか離れていない私たち広島も無事ではいられません。苛酷な原発事故という状況では、広島も伊方もない、私たちは一蓮托生の運命共同体なのです。

図1 原子力規制委員会が示した距離と予想被曝線量の関係



拡散シミュレーションについて（初期条件）

東京電力福島第一原子力発電所の事故と同程度のシビアアクシデントをベースとしてより厳しい条件を想定

○放出量及び時点：1～3号機の3基分の総放出量（もしくは発電所の出力比に応じた放射性物質量）が一度に放出されたと仮定

※1：日本政府がIAEAへ報告した放出量（ヨウ素131とセシウム137の合計をヨウ素換算して7万テラベクレルとなる多様な核種の放出を想定）

○放出継続時間：放出量が最も多かった2号機の放出継続時間（10時間）と仮定

○放出高さ：地表面近傍の濃度が大きくなる0m（地上放出）と仮定

○被ばく推定値は、外部被ばく及び内部被ばくの両方を考慮

原子力規制委員会第7回会議平成24年10月24日

資料より <http://www.nsr.go.jp/committee/kisei/20121024.html>

伊方原発で苛酷事故が発生したら広島は？

広島の予測被曝線量は 7日間で 4mSv (実効線量)

空中線量率 40μSv/h、一時移転の対象です

このテーマを考えてみるのに格好のデータがあります。それは原子力規制委員会が2012年10月に公表した「苛酷事故シミュレーション」です。もともと原子力防災計画の中の避難計画を立案するデータとして作成されたものです。このデータは①フクシマ事故と同程度の苛酷事故が発生し、②ヨウ素131とセシウム137がヨウ素換算で77万兆ベクレル程度放出、③大規模放出連続時間10時間、と仮定したものです。問題は風向きですが、風向きは1年のうちもっとも頻度の高い風向き、を使っています。図2で濃い紫色がまだらに上下に広がっていますが、これがシミュレーションの風向きによる放射能の拡散です。残念ながら30km圏内を中心に描かれているので、100km離れた広島がどうなるかは表現されていません。しかしこのシミュレーションでは、図1を添付してくれていますので、これを手がかりに考えることができます。単純に距離と被曝線量の関係を見てみると、広島は100kmの距離で97%値約4mSvの被曝線量（7日間の累積）となります。（図1参照のこと）公衆の被曝線量の上限が1年間で1mSvという基準からすると、7日間で4mSvの被曝（内部被曝と外部被曝の合計）はかなり高い値だといえます。

一方で原子力規制委員会が2013年6月5日に施行した「原子力災害対策指針」では、重大事故が発生した場合、1週間程度の「一時移転」（一時避難といわないところがミソですが）の目安が20μSv/h（空間線量で1時間に20μSv）としています。（右表表3のOIL2の項参照のこと）空間線量率20μSv/hといえば、福島第一原発の免震重要棟の前、ちょうどバス乗降場ポイントに相当します。（かなり苛酷な“一時避難基準”ですが）この空間に防護服なしで1時間居続けると実効線量でどの程度被曝するのでしょうか？被曝放射線核種や年齢、被曝状況（呼吸摂取か経口摂取か）などによっても違うのですが、ここでは係数を0.6としてみましょう。すなわち20μSv/hは1時間で12μSvの被曝することになります。

広島での7日間の被曝線量は4mSvでした。単純に時間で割ってみると、1時間に約24μSvの被曝をすることになります。つまり多くの広島市民は、係数を同じく0.6としてみると、空間線量率で約40μSv/hの環境にいることになります。原子力災害対策指針によても、即一時移転ということになります。原子力災害対策指針（右の表1参照のこと）のデータラメに苛酷な被曝強制基準に従ったとしてもです。40μSv/hといえば、福島原発敷地内4号機山側地下水揚水井が47μSv/hです。（2013年6月12日計測データより）もちろん防護服を着用していないといられる場所ではありません。災害対策指針に沿つて一時避難をすると言っても、100万市民がいったい、一時にどこへ逃げろというのでしょうか？

そればかりではありません。もう一度図2を見てください。伊方原発を中心にしてほぼ南北に拡散した放射能は、広島に届く以前に大きな部分が瀬戸内海に降下します。ところが瀬戸内海に落ちた放射能は、瀬戸内海の形や潮流の特徴で瀬戸内海中に滞留せざるをえません。このことは、瀬戸内海が放射能で完全に汚染されることを意味します。（本当に何故こんな内海に向けて原発を作ってしまったんでしょうか？）広島湾の牡蠣養殖をはじめ重要な海洋資源はすべて全滅です。

ここで示した事例はほんの一例です。もし伊方原発で「フクシマ事故」並の苛酷事故が起きれば、想像を絶する苛酷な事態が起きるでしょう。その一端はフクシマ事故で今なお苦しみ続ける福島地元の人たちの状況で知ることができます。（しかし私たちはまだ福島地元の人たちの苦しみを本当にわかっていません）

バカげた伊方原発の再稼働をさせてはなりません。

表1 新原子力災害対策指針（2013年6月5日施行）の重要な問題点

（原子力災害対策指針 平成25年6月5日全部改正）より

項目	問題点
全体	「原子力災害」という言葉に象徴されるように、人災のうち最も苛酷な原子力事故をあたかも地震や津波などと同様な自然災害であるかのように扱っているその無責任さ。本来は「原子力苛酷事故対策」と名称を改めるべき
前文	「原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、…が原子力災害対策を円滑に実施するため」と述べているように、苛酷事故対策の責任を国が第一義的に全く負っていない。電力会社ばかりでなく、国、原発の稼働を認める原子力規制委員会、さらに機器・装置を製造した原発メーカーの責任を明確にすべき
第1原子力災害	「原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること」として、電力会社に一方的に事故責任を負わせている。原発推進政策をとる国の責任やこれに適合判定を下す原子力規制委員会は免責
(4) 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方	「基本的考え方としては、国際放射線防護委員会等の勧告、特に Publication109・111、国際原子力機関（以下「IAEA」という）の GS-R-2 等の原則にのっとり」と述べ、国際被曝強制組織である ICRP のリスクモデル及び勧告とそれに基づく国際商業利用推進機関である IAEA の「安全要件」を全面的に採用していることを明記し、その他の放射線被曝リスクモデルや原発に対する批判的意見を全く取り入れていないことを謳っている。
(i) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル	緊急事態（苛酷事故発生時）を、「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」の3つの段階に区分し、これらが整然と進行して事故は進展することを想定している。実際には、チェルノブイリ事故ではこれら3つの区分が一瞬にして起きたし、フクシマ事故では14時間足らずで起こっている。実際の事故はこのように整然と進展するものではなく、つまりは絵に描いた餅、作文である。
EAL レベル	上記に従って「事態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する」としているが、これも絵に描いた餅、作文とならざるを得ない。
(ii) 運用上の介入レベル(OIL)	「防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。」としており、放射能の危険を全く外部被曝によるものとみなしてその危険を過小評価している。
全面緊急事態	全面緊急事態、すなわち放射能が原発敷地外へ漏れ出す事態として13通りの事態を想定しているが、実際にはこれ以外のケースで全面緊急事態となりうる。苛酷事故のケースを想定すること自体に無理があり、結局緊急事態想定も作文とならざるを得ない。
避難・一時移住	表3・表4で見るとおり、あまりにも苛酷な避難開始基準。フクシマ事故の避難基準はチェルノブイリ事故よりさらに苛酷な被曝強制基準だったが、この指針の避難基準は、チェルノブイリ、フクシマを上回る苛酷な被曝強制基準。その苛酷さをごまかすために、予想被曝実効線量ではなく、空間線量率を基準としている。
(7) 被ばく医療体制の整備	よく読んでみると、緊急事故時被曝による疾病は、結局「甲状腺がん」しか発症しない、という荒唐無稽な前提で組み立てられている。実際にはチェルノブイリ事故での実例を見てわかるとおり、短期、中長期的には奇形出産を含むありとあらゆる病気が発症している。これでは事実上被曝医療などは存在しないも同様。「ヨウ素安定剤はヨウ素131にしか対応しません」（実際はヨウ素131にも対応しない）と断りを入れているところは、被曝医療体制など実は存在しないことを認めている。
(12) 防災業務関係者等に対する教育及び訓練	「複合苛酷事象等の訓練想定を作成して、可能な限り実地に近い形の防災訓練を行うとともに、様々な事故を考慮した多面的な訓練を計画することが重要である」と述べ地元住民に普段からの教育・訓練を強要している。もともと、原発がなければ、こうした無駄な教育や負担を強いいる避難訓練など必要のないもの。原発が社会全体の主人公に逆転している考え方。

伊方原発の地元愛媛県では何が起こるか

さて伊方原発で苛酷事故が起きたら、地元愛媛県では何がおきるでしょうか？これもその一端を知るのに格好の材料があります。**6月10日に愛媛県が伊方原発事故に伴う「広域避難計画」を公表**したからです。この計画の前提は、同じく「フクシマ事故」並の事故が起きたらという想定で、6月5日施行の「原子力災害対策指針」に沿って立案されたものです。ですから非常に苛酷な被曝強制対策指針に沿った「広域避難計画」だということを念頭に置いてください。その苛酷な基準に従っても、愛媛県は伊方原発を中心にPAZ（予防的防護措置を準備する区域－ほぼ半径5km以内）とUPZ（緊急時防護措置を準備する区域－ほぼ半径30km以内－表4参照のこと）合わせて**約13万人の市民を避難させる計画**を立てています。（右表2参照のこと）なお、PAZとUPZは30km圏内ですから、先ほどのシミュレーションでは、風向きや天候にもよりますが、**ほぼ1週間で100mSvの被曝を受ける圏内**です。とても一刻もとどまっていることはできません。

愛媛県の計画では、避難先はできるだけ遠い圏内の愛媛県全域（計画書の表現では二次避難の必要のない愛媛県の全域）、そして山口県と大分県です。特に伊方原発のある佐田岬は、大分県の別府湾とは指呼の間にあります。13万人の人々が一時に陸路を、ただでさえ狭く本数の少ない国道や県道を様々な車で避難する光景は全く想像もつきませんが（表2の【避難手段】を参照のこと）、山口県や大分県はどうやって緊急時避難するのでしょうか？空路で運べる避難者は限られています。飛行場の条件もあります。多く人々は船舶を使うことになるでしょう。しかしその船舶もかかり集めてみてもたかが知れています。（表2【避難手段】参照のこと）

実際には愛媛県の県都松山市自体も50～60kmしか離れていません。先ほどのシミュレーションからみても、**事故が起これば、相当な被曝線量になります。（図1参照のこと）**国が逃げる必要はない、といつてみたところで多くの人が逃げるでしょう。実際に逃げることしか方法はないのですから。ですからこの計画自体が本当に実効性のあるものなのかどうかが大きな疑問となります。また**仮に逃げたとしても当面は苛酷な生活**が待っています。表2の【避難受入施設】を見てください。数字の上では大量の避難者を受け入れられるように見えますが、**避難先施設の面積は一人あたり2m²**でしかありません。

原子力規制委の指針では苛酷な被曝を強制することになりますが、愛媛県の計画書は「大量の放射性物質放出前までの避難完了を目指す」（表2【基本方針】参照のこと）と書き込み、県担当者の意地を見せていました。が、フクシマ事故の時は発生から大量放出開始まで14時間しかありませんでした。

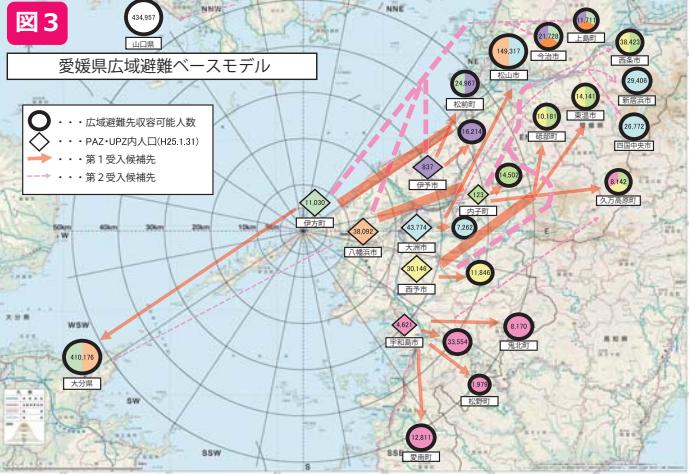


表2 伊方原発苛酷事故発生に伴う愛媛県広域避難計画（概要）

【基本方針】	放射性ブルームが拡散される風下を避け、…陸・海・空あらゆる避難手段を用いて、迅速に避難する。 運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて… 大量の放射性物質放出前までの避難完了を目指す 。他
【避難対象】	原子力災害対策重点区域（PAZ及びUPZ）の地域。伊方原発からほぼ30km圏内。
【想定人数】	PAZ…伊方町 5787人 UPZ…伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町 計12万2362人 総計12万8623人 総計約13万人
【避難先】	愛媛県全域、山口県、大分県（一部現状屋内避難含む）
【避難ルート】	事故時の風向きによる。PAZ避難では1ルートを想定。（原発5km以内の伊方町では風向きがどうあれ1ルートしか避難できない） UPZ避難では8ルートを想定。（地形からして避難ルートは極めて限定される）
【避難受入施設】	愛媛県、山口県、大分県合わせて2193施設（収容可能人数：128万6259名。1人あたり平均2m ² の面積を想定）
【避難手段】	各自自家用車、乗合車、貨物車、大型特殊車両、二輪車、防災ヘリ（1機定員11名）、愛媛県漁業取締船（2隻@定員6名）、海上保安部巡視船（9隻定員合計409名）、同監視取締船（4隻定員不明）、同灯台見回り船（1隻最大10名）、海上自衛隊艦艇（4隻定員合計450名）、海上保安本部ヘリ（3機 可能人数計22名）、海上自衛隊ヘリ・航空機（3機90名）、陸上自衛隊車両・救急車（計125台 合計可能人数 状況による）
【UPZ圏外（30km以遠）】	全面緊急事態（原発敷地外に放射能が漏れ出す事態）に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行い、事態の進展等に応じて、屋内退避を指示するものとする。
【計画の見直し】	今後、避難シミュレーションの実施結果や原子力防災訓練での検証を踏まえ、必要な見直しを行うとともに、国の法令及び原子力災害対策指針、県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定等や、国及び防災関係機関、関係自治体等との調整状況を踏まえ、適宜、改定を行うこととする。
【参考資料】	『愛媛県広域避難計画の概要』、同『<参考資料-1>原子力災害対策重点区域周辺図』、同『<参考資料-5>避難手段に関する資料』など（いずれも2013年6月10日 愛媛県）

表3 全面緊急事態における防護措置レベル

OIL (Operation Intervention Level=運用上介入レベル。難しいだけで中身のない用語である)

基準の種類	初期値設定値															
OIL 1 即時避難の基準	500μSv/h（※地上1mで計測した場合の空間線量率）															
OIL 4 身体に付着した放射性物質を除染する基準	β線：40,000cpm （皮膚から数cmでの検出器の係数率） β線：13,000cpm [一か月後の値]															
OIL 2 1週間程度内一時移転の基準	20μSv/h（※地上1mで計測した場合の空間線量率）															
飲食分に係るスクリーニング基準 飲食物摂取制限。飲食物中の放射線核種濃度測定を実施すべき地域を特定する基準	0.5μSv/h（※地上1mで計測した場合の空間線量率） 事故後数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。上記の数値に達すれば飲食物の濃度測定を行うといわゆる「達成限界」が、実際に混乱した状況で不可能															
OIL 6 飲食物摂取制限 一週間以内に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い基準越えるものを摂取制限。一週間以内と限定すれば実際には不可能	<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>飲料水・牛乳・乳製品</th> <th>野菜類・穀類・肉・卵・魚、その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300ベクレル/kg</td> <td>2,000ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200ベクレル/kg</td> <td>500ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>フルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td>1ベクレル/kg</td> <td>10ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20ベクレル/kg</td> <td>100ベクレル/kg</td> </tr> </tbody> </table>	核種	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類・穀類・肉・卵・魚、その他	放射性ヨウ素	300ベクレル/kg	2,000ベクレル/kg	放射性セシウム	200ベクレル/kg	500ベクレル/kg	フルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1ベクレル/kg	10ベクレル/kg	ウラン	20ベクレル/kg	100ベクレル/kg
核種	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類・穀類・肉・卵・魚、その他														
放射性ヨウ素	300ベクレル/kg	2,000ベクレル/kg														
放射性セシウム	200ベクレル/kg	500ベクレル/kg														
フルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1ベクレル/kg	10ベクレル/kg														
ウラン	20ベクレル/kg	100ベクレル/kg														

表4 全面緊急事態における避難や一時移転の目安

PAZ (5 km以内)	OIL 1 即時避難
UPZ (30km以内)	OIL2 一時移転の実施
PPZ (30km以上)	30km以上であってブルーム（放射性物質を大量に含んだ蒸気や雲）が通過すると見られる地域。モニタリングの結果、ブルームがあればOIL2

PAZ…Precautionary Action Zone
(予防的防護措置を準備する区域)
UPZ…Urgent Protective Action Planning Zone
(緊急時防護措置を準備する区域)
PPZ…Plume Protection Planning Zone
(ブルーム防護措置を計画する区域)
(いずれも小難しいだけでよく内容を検討すると、中身の薄いことをことさら難しく表現した用語。科学的に見せかけようとしているため生じた難解さ。内容はあまりない。)

新規制基準施行、殺到する電力各社 本命は広島から最も近い 伊方原発 3 号機

7月8日に規制基準が施行され、北海道電力、関西電力、四国電力、九州電力の4社が5原発10原子炉の新基準適合審査申請をし、九州電力は12日に玄海原発3・4号機の申請をしましたので今現在6原発12原子炉が申請していることになります。基準適合申請の報告を受けた中村時広愛媛県知事は「伊方再稼働に関しては白紙。関係町村と協議して態度を決める。安全を一つ一つ確認することが大切」という趣旨の発言をしました。しかしこの中村知事の発言は、知事の勘違いがあるいはオトボケというものでしょう。というのは、四国電力が申請をしたのは「安全審査」ではなく、「新基準に適合しているかどうかの審査」であり、基準に適合したからといってそれは伊方3号機の絶対安全性を担保したものではない、ということを一番よく知っているのは、四国電力から『新規制基準適合性確認申請の概要について』と題する文書を受け取った中村知事だからです。「新基準適合」は絶対安全を意味するものではないことを中村知事はよく理解しているはずです。

さて肝心の適合審査の見通しです。これは結論から言って四国電力伊方原発3号機以外にはすぐに適合する原発はありません。下記の表5は、規制基準の主要な項目を一覧表にしたもので、このすべての項目を現在まだクリアしているのは伊方3号機だけ、ということは一目瞭然でしょう。

まず「重要棟直下の活断層」の存在です。これは旧安全・保安院時代の安全指針で「重要棟直下に活断層がある場合は稼働を認めない」としており、この方針をそのまま原子力規制委員会も引き継いでいますので、「重要棟直下に活断層がある」場合には「適合審査」にも入れない、ということになります。つまりこの条件は「適合審査」の前提条件ということです。こうした目で見ていくと、この前提条件をまだクリアしていない北海道電力泊原発1～3号機、関西電力大飯原発3・4号機、高浜原発3・4号機は審査の前の先決問題解決の要求にたちまち直面します。もしここで活断層ありと判定されれば、自動的に審査自体がされません。ですから審査前に相当時間がかかるでしょう。

次に大きな問題は免震構造をもつた重要棟（大地震時にも安定して鎮圧指揮がとれる建物。いわゆる免震重要棟）を完備しているのも伊方3号機だけ。従って伊方3号機だけがこれら主要な条件をすべてクリアしています。伊方3号機に適合判断があり、伊方3号機が再稼働を開始するのはいつ頃でしょうか？私は原子力規制委員会のAチーム全員（表6参照のこと）が審査作業にかかるので、**11月には判断がおりると推測**しています。マスコミは一斉に審査には半年以上かかる、再稼働は年明けと楽観的な報道を行い、原発再稼働そのものが今回参議院選挙の争点となることを避けようとしていますが、伊方の審査に半年以上もかかる理由が見当たりません。

危険な伊方原発3号機

加圧水型原子炉が有利な条件を備えている事は事実ですが、それは加圧水型原子炉が、沸騰水型原子炉より安全であるということではありません。原子力規制委員会の基準では圧力容器の容積の大きさだけを問題とし、加圧水型原子炉の構造上の弱点に対しては全く目をつぶっているというだけの話です。

実際**加圧水型原子炉は致命的な弱点**を抱えています。それはアキレス腱といわれる**蒸気発生器**があります。蒸気発生器は発電タービンを回す蒸気を作る装置ですが、その蒸気の熱は原子炉の中で直接作る蒸気から得ます。つまりこの原子炉では格納容器内で作る蒸気（**一時冷却系**）と、発電タービンを回す蒸気（**二次冷却系**）が別系統に存在します。一次冷却系と二次冷却系の間は熱交換でやりとりをする仕組みになっています。その装置が“蒸気発生器”というわけです。伊方3号機はこの蒸気発生器が3基入っていますが、**蒸気発生器1基には3386本の直接熱交換を行う伝熱管（細管）**が入っています。この伝熱管が**トラブルの大元**になっています。というのは、**1本の伝熱管は長さ約21m**と非常に長いのですが、管の厚みはわずか**1.3mm**の厚みしかありません。極端に薄くしてあるのは熱伝導率をあげるために、すなわち効率よく熱交換をするためです。しかし極端に薄くしてあるため、**ここが破断しやすいのです**。実際これまでの経過を見るとこの伝熱管がアキレス腱となっていました。例えば1991年には関西電力美浜原発で事故が起り、燃料メルトダウンの一歩手前まで危機が進行しました。

次に3号機が危険な理由は、3号炉はプルサーマル炉と呼ばれる無理な運用をしている原子炉だという点です。加圧水型原子炉は**もともとウランを燃料とする原子炉です**。ところが**プルサーマル炉**では燃料に一部ウランのかわりに**プルトニウムを使用**します。プルトニウムを燃料とすることによって運用が格段に難しくなるばかりか、**プルトニウムの融解点がウランに比べて70℃も低いために、重大事故発生で圧力容器内の温度が上昇したときメルトダウンを起こしやすい**という、安全面から見ると致命的な欠陥をもっています。伊方3号機は決してより安全だから条件に合致しているわけではありません。

表6 原子力規制委員会の再稼働申請審査グループ

Aチーム	関西電力大飯原発3・4号機／ 四国電力伊方原発3号機
Bチーム	北海道電力泊原発1・2号機／九州電力川内原発1・2号機
Cチーム	北海道電力泊原発3号機／関西電力高浜原発3・4号機

図2 日本の原発



表5 規制基準適合審査申請 本命中の本命は四国電力 伊方原発

*表中の原子炉はすべて加圧水型原子炉（PWR）
*2系統フィルター付きベント装置設置が義務づけられているが、PWRはなぜか5年間の猶予期間が設けられている。
*重要棟（たとえば原子炉建屋やタービン建屋）直下に活断層があれば自動的に廃炉で、審査そのものを行わない。
*免震重要棟は猶予期間なしの必須の整備強権 【出典資料】各社公式Webサイト及びプレスリリースなど。

電力会社	北海道電力			関西電力				四国電力	九州電力	
原発名	泊1号機	泊2号機	泊3号機	高浜3号機	高浜4号機	大飯3号機	大飯4号機	伊方3号機	川内1号機	川内2号機
発電容量	57.9万kW	57.9万kW	91.2万kW	87万kW	87万kW	117.5万kW	117.5万kW	89万kW	89万kW	89万kW
操業年数	24年	22年	3年	28年	28年	21年	20年	18年	29年	27年
ベント装置	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定
免震重要棟	現在なし	現在なし	現在なし	現在なし	現在なし	現在なし	現在なし	整備済	現在なし	現在なし
活断層	未解決	未解決	未解決	未解決	未解決	未解決	未解決	解決	解決	解決
防潮堤	14年12月	14年12月	14年12月	14年度	14年度	13年度中	13年度中	不要	不要	不要